

## 地方自治と「市民参加」(2)

### —所沢市ダイオキシン問題と「市民会議」—

芝田 秀幹\*

## Local Self-Government and Citizen Participation

SHIBATA, Hideki

### 目次

1. はじめに
2. 市民参加と市民運動
3. 所沢市ダイオキシン問題における「市民参加」(1)—背景—
4. 所沢市ダイオキシン問題における「市民参加」(2)—「審議会」の設置—
5. 所沢市ダイオキシン問題における「市民参加」(3)—「審議会」の分裂—
6. 所沢市ダイオキシン問題における「市民参加」(4)—「市民会議」の設置—
7. 所沢市ダイオキシン問題における「市民参加」(5)—「市民会議」の分裂—
8. 地方自治と「市民参加」
9. 地方分権と「市民参加」  
—結びにかえて—

5. 所沢市ダイオキシン問題における「市民参加」(3)—「審議会」の分裂—  
(承前)

#### (1) 審議会内部での亀裂

前稿で示したように、所沢市では「市民参加」の制度化として審議会が設置され、その意向を尊重して新しい条例を制定するという、非常に良好な行政—議会—市民関係がダイオキシン問題を巡って確立されたかのように見えた。しかし、事態

は再び緊張をはらんだ状態へと変化していった。というのも、9月の定例会において、以下のような質問が市議会で、平井明美議員によって展開されたからであった。

「平成9年3月につくったダイオキシン規制条例に基づいて、ダイオキシン規制計画策定審議会が設置され、8月に答申が出されました。この規制計画策定審議会は、ダイオキシン問題の解決を求める多くの市民の声を背景にして、議員立法でつくられた条例の精神を踏まえ、市民参加という趣旨を大事にして審議会がつくられた経過があります。しかし、答申後は特別委員会委員に説明しただけで、私たちには答申書が渡されただけです。答申書には少数意見が明記され、答申より厳しい参考値が規制され、この意見は、この部会では5対4で否決されたと伺っています。市民の声を反映させようと、ダイオキシンに取り組んでいる市民代表を参加させたにもかかわらず、多数決で市民代表の声が反映されなかった審議会の経過を、市長はどう受けとめているのか、伺います。答申には、廃棄物の焼却炉におけるダイオキシンの基準案は、既設炉については平成12年12月1日からは国の基準の2分の1で40ngになっています。しかし、国の基準そのものがドイツの800倍と非常に高い基準の上、日本には人体についての基準がないことが問題なのです。平成10年6月、WHO（世界保健機構）によるTDI（耐容1日摂取量）を、10pgから、1から4pgに引き下げたことにより、当然国の基準の見直しも行われると思います。ですから、本来はそれを受けて市の基準を決めるべきなのです。産業廃棄物の焼却炉の

\*宇部工業高等専門学校 一般科 社会教室  
(2001年11月29日受理)

密集地では、40ng に下げたところで大気汚染は改善されるものではありません。答申を条例化する段階で、市長の判断でもっと基準を厳しくすることはできるはず。市長にその決意を求めます。」<sup>1)</sup> (強調部分一筆者)

つまり、審議会では多数決により一般市民代表の意見が採用されず、またそれで決せられた答申での環境基準も甘いものだというのである。これに対し、斎藤博所沢市長は、次のように答弁している。

「市といたしましては、先般当摩議員の御質問にもお答えを申し上げましたとおり、各分野から代表して出席をいただきました審議委員さんによりまして、多角的な面から御議論をいただき、提出された当市の規制計画答申につきましては、これを真摯に受けとめまして、十分に尊重するとの基本姿勢に立ち、規制計画策定に向けて努力をしまりてまいりたいと考えております。その意味から、少数といいますか、市民代表の意見を取り入れて行政運営を行うということや、さらに厳しい基準を設けるとということにつきましては、当該審議会で十分御審議をいただいた上での答申をちょうだいいたしておりますので、その答申に沿って、答申を尊重してまいりたいと考えております。しかしながら、附帯意見の取り扱いにつきましては、その目的が廃棄物の焼却処理を減らしていきたいという切実な要望から出ていることを十分考慮いたしまして、今後、市の施策実行の段階においては、その趣旨を踏まえ、効果的な事業を展開してまいりたいと考えております。そのほか、答申で示されている基準値につきましても、我が国におけるTDIの変更や治験の集積によりましては、規制計画事態を見直すこともあろうかと考えております。」<sup>2)</sup>

ところで、ここでの審議会での少数意見は、前出の平井明美議員自身の見解と同じく、基準をより厳しい規制値にすべきというものであった。そしてこの規制値を巡って生じた審議会内部での亀裂が、後の市議会、特に新しいダイオキシン条例の制定に大きな影を落とすことになるのである。

## (2) 修正案

市は、審議会での答申をそのまま尊重する形で条例制定の作業を粛々と進め、ついに1999年(平成11年)の3月5日の定例会でその条例案は議案第26号「所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例制定について」として提案されることになった。直ちにこの議案は前出の「ダイオキ

シン対策特別委員会」に付託されることが決せられ、市議会はその報告を受けることになった。

ところが、この「ダイオキシン対策特別委員会」において、この新しいダイオキシン条例に関する修正案が出されるに至った。同年3月9日に行われた同委員会において、修正案を出した委員は修正案を次のように説明する。

「この修正案は、簡単に言うと別表を掲げることです。(中略)議会が責任を持って条例化に取り組んできたわけですから、市民にわかりやすい条例にしたいと思っております。一番問題となっている規制の数値をきちっとすることで、生命と健康を守ることになっていかなければならないと思っております。」

この修正案は、具体的には、第3条第1項を「規制基準は、指定届出施設において発生するばい煙等について、規則で定める。ただし、次項の第2号については、別表で定める」とし、別表に関しては、ダイオキシン類の排出基準に関して、廃掃法で平成14年12月1日から適用される10、5、1ngの数値を平成12年12月1日から適用するように前倒しし、平成14年12月1日からは目標値として5、1、0.1ngを設定する、というものであった。その後、修正案に対する質疑では、「さらに厳しい数値とし、別表に載せることは、規制計画策定審議会との協議が必要になると思うが」であるとか、「既設炉の規制値を2年前倒しし、10、5、1ngとすることは廃掃法に抵触しないのか」、「条例と施行規則の相関関係のことで、規則に定めると迅速に対応でき、条例に定めると迅速な対応ができないのではないか」などの意見が出されたが、結局、採決において議案第26号の修正案は8対4の挙手少数により否決され、原案については挙手総員により、原案のとおり可決されることになった<sup>3)</sup>。

しかし、事態はこれで収拾がついたわけではなかった。同年3月18日に開かれた定例会において、森生郁代議員ほか5名から議案26号に対する修正動議が提出されたのである。まず修正案の提案理由が森生郁代議員から説明された。

「所沢市の大気の大気ダイオキシンを限りなくゼロにするためには、産廃集中立地地域を有する、あるいは隣接する本市としては、少なくとも国が定めた既設炉の恒久基準値を今すぐにも適用させたいというのが、私たちだれもの本音ではないでしょうか。過日のテレビ報道〔1999年2月1日のテレビ朝日製作の番組「ニュース・ステーション」

での野菜ダイオキシン汚染騒動一筆者註]をきっかけに、私たち議会は国会へ出向き、国会議員と意見交換をしましたし、3月8日には環境庁長官がくぬぎ山を視察され、ここへ来て国においてもダイオキシンの規制強化の動きが活発になってきています。今後法改正があったとしても、あわてて変更する必要のない規制基準と施行日を示した条例を制定することが今必要と考えます。(中略)2年前に全国初のダイオキシン条例を制定した所沢市議会としては、今回も国の一步先を行く、そして条例の効果を期待している市民にわかりやすい条例として制定することが求められています。その意味で、市長が提案されましたものは、4年後の恒久規制値までの間の経過措置として40ngを2年後に設定するもので、今議会で出ております廃棄物焼却施設撤去推進事業を補助する策まで打ち出した当市がつくる排出基準としては、この市長提案は大変緩い基準値と考えます。また、条例文の中にこの規制値が明記されず、規則に示されるもので、これは期待して条例を待っている、そしてそれを読む市民には大変わかりづらいものとなります。そこで、今回提出しました修正案は、だれもが最も関心を持っているダイオキシン類の排出基準を別表の形で条例に入れ、足りない事柄についてはすべて規則で補完しようとするものです。規則の策定については、市職員の皆様の英知を結集され、遺漏なきようお願いしまして、提案理由の説明とさせていただきます。」<sup>4)</sup>

しかし、この説明に対しては、原案通り可決しようと目論む議員から種々の批判が加えられることになった。例えば、修正案の掲げる目標値に関して、種類や測定方法、あるいは酸素濃度などが全く示されていない不備な案であるとか、「市民参加」の制度化としての前述の審議会を無視するものであるとか、今回の修正案は、ダイオキシンの部分だけが別表になっておりわかりにくく、かつ無責任なものだ、等の批判がなされた。特に、討論の段階での本橋栄三議員の批判は厳しいものであった。

「この修正案と同じものがダイオキシン対策特別委員会の中でも提案され、十分なる審査を経て採決をとったところ、賛成少数で否決されました。ところが、その方たちも本案第26号には全員挙手をし、結果、挙手総員で原案のとおり可決されました。これはイコール全会一致であると私は認識するところです。ところが、その挙手をした同じ会派の議員が、修正案の発議者としておのおの

名前を連ねて提出することは議員のモラルを疑うものです。しかも特別委員会の中でも、この修正案は瑕疵あるもので、執行に不備が生じてしまうとの事務局の指摘があったにも関わらず、委員会から9日間経過しているにも関わらず、その内容が精査されず、そのまま同じ内容で本会議で修正案として出ること、修正案提案者や同会派の姿勢を疑わざるを得ません。」<sup>5)</sup>

この後、修正案賛成側からも討論があったが、結局、採決では修正案は否決され、原案通り議案26号は可決され、新しいダイオキシン条例、すなわち「所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例」が制定されるに至った。

ところで、この委員会及び議会において提示された修正案は、規制値の厳格化などからも分かるように、基本的に前出の審議会で採択されなかった少数意見、つまり一般市民サイドの意見を踏襲するものであった。そしてさらに、この修正案は実はダイオキシン問題を巡るいわゆる「抵抗型」市民団体の意向を反映するものであった。この点に関して、修正案を提出した議員の一人である平井明美議員は、修正案は市民の声を活かしたものかどうかの質問に関して次のように述べている。

「御質問の趣旨がちょっとわかりにくんですけども、市民の声をどのようにこの条例案に反映をさせたかという御趣旨でよろしいんですか。私どももかねがね、こういう市民団体とは横の連絡が非常に密になっておりまして、常々情報をいただいたり、市民の方から直接伺ったりして、この条例案を出させてもらいました。」(強調部分一筆者)<sup>6)</sup>

それゆえ、「抵抗型」市民団体の見解は、審議会の少数意見、「ダイオキシン対策特別委員会」で示された修正案、さらに市議会での修正案のそれぞれを貫流するものであったといえる。しかし、結局、新しい「ダイオキシン条例」は、市民団体の意向が汲まれることなく制定されることになった。

ところで、このような原案通りの条例に市民団体が満足するはずがない。この不満は、実はダイオキシン問題を巡って市長が制度化した「市民参加」のもう一つの目玉、すなわち「ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議」からの、市民団体の大量脱会という形で表れた。それは、市民団体のこの条例制定に対する強い抗議の意の表明でもあった。そこで、次に(やや時間的には前後するが)このもうひとつの「市民参加」である「市民会議」について検討することにしよう。

## 6. 所沢市ダイオキシン問題における市民参加(4)―「市民会議」の設置―

### (1) 「市民会議」の設置

審議会と並んで、所沢市ダイオキシン問題における「市民参加」として注目すべきものは、「ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議」(以下、「市民参加」)の設置である。1997年7月2日に発足したこの「市民会議」はまさしく、所沢市のダイオキシン問題を解決していくために市民と行政が一体となって、全市をあげて取り組んでいくという“協働”の理念の具体化であった。以下、この「市民会議」に関して、2001年3月に刊行されたその会議の活動記録誌を手がかりに詳しく見てゆくことにしよう。

「市民会議」は1997年7月2日に、加盟した50団体の出席を得て、第1回の代表者会議を開催して正式に発足した。参加団体は、前述のような地域住民型組織としての市民団体が中心であったが、もちろん環境問題等に力を注ぐ「抵抗型」の市民運動団体、NPO・ボランティア団体も参加は可能であった。平成9年7月22日の「環境対策特別委員会」の席上、「市民会議」に新たに参加したい市民団体に関する質問に、中澤環境部長心得は以下のように答弁している。

「規約の第4条に、「市民会議の目的に賛同する市民各界の個人又は団体とする」とありますので、だれでも何らかの形で協力して、意思に賛同していただける人であれば参加していただきたいということですよ。」<sup>7)</sup>

こうした出入り自由な「市民会議」はまさしく制度としての「市民参加」の典型であった。ちなみに、「市民会議」の参加メンバーを掲げると【表1】のようになる(ただし、2001年解散時のメンバーである)。

さて、1997年7月2日に開催された第1回の代表者会を機に「市民会議」は船出したが、この代表者会議とは、各構成団体の代表者により組織された会議で、市民会議の事業報告及び決算報告をはじめ幹事会の付議した事項について審議するものであり、通算6回開催された(【表2】参照)。また、この第1回の代表者会議においては組織と運営のあり方も審議され、そのさいに幹事会の役員として20名の幹事も選出された。幹事会とは、代表者会議が承認した20名以内の幹事により、事業計画及び事業報告に関する事項、収支予算に

関する事項、事業運営に関する事項、代表者会議に提出すべき議案及びその他会長が必要と認めた事項について審議する会議で、こちらは通算15回開催された(【表3】参照)。さらに、発足当初は存在しなかったが、第5回幹事会において新たに市民への意識啓発に関する部会の設置が決定され、この部会が「啓発事業」の企画を担当することになった。部会は、1998年度には3回開催され、さらに1999年度には「要望部会」と「啓発部会」の2つが設置され、2000年度には、「啓発部会」が継続して設置された(その概要については【表4】を参照)。

さて、「市民会議」の正式発足後、1997年7月27日には、「市民会議」が主催する「ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民大会」が、所沢市民文化センター(ミュージズ)大ホールにおいて開催された。参加者は1000名を越え、以下のような大会宣言がその大会で採択された。

「本市は首都圏30キロ内に位置し、埼玉県南西部の中心都市として発展を続ける一方、狭山丘陵をはじめ武蔵野の雑木林など、豊かな緑に恵まれた環境下にあります。しかしながら、ここ数年、本市と周辺の3市2町に隣接する地域には産業廃棄物焼却施設が激増・集中し、その焼却炉からの排煙等により毒性の高いダイオキシンが市内の土壌から検出されるようになりました。この問題は新聞やテレビ等でも頻繁に取り上げられるようになり、発ガン性の指摘や、非汚染地区に比べ新生児の死亡率が高いという報道があります。これにより、豊かな自然環境を持つ所沢のイメージは根底から覆され、市民は健康と生活環境を著しく脅かされることになりました。こうした状況下、私たちは健康であることを強く願うと同時に、子や孫へそして未来へ、良好な環境を引き継ぐため、ダイオキシン類による環境汚染を市民総意で早期に解決していく必要があります。そこで、国・県に対して、ダイオキシン類排出抑制の法規制を早期に実現し、あわせて関連する諸制度の整備を求めます。また、私たち市民はダイオキシン汚染及び発生源である一般廃棄物、産業廃棄物問題に関する認識を深め、発生源削減のために可能な限りの努力をしていきます。本日ここに「所沢市民大会」の開催にあたり、『ダイオキシン・ゼロのまち』のスローガンのもと、一国も早くダイオキシン類による健康や生活環境に対しての不安がなくなるよう、市民の総意として活動していくことを宣言します。」<sup>8)</sup>

【表1】「市民会議」参加団体一覧(解散時)

団体名	役職	氏名	市民会議役職
所沢市農業協同組合	代表理事専務	細野 邦彦	副会長
所沢市農業委員会	会長	平岡 久司	幹事/検討委
所沢市茶業協会	会長	新井 重雄	
所沢市農業後継者協議会	会長	北田 辰栄	
所沢商工会議所	会頭	荻野 賢司	副会長
所沢青年会議所	顧問	市川 雅巳	幹事/検討委
所沢商店街連合会	副会長	本橋 福司	啓発
所沢市医師会	会長	金井 忠男	副会長
所沢市歯科医師会	会長	小野 敬恵	
所沢市薬剤師会	会長	斉藤 慎一	
所沢市社会福祉協議会	会長	越阪部 四一郎	幹事/検討委
所沢市母子愛育会	会長	川口 みね子	啓発
所沢市民生・児童委員協議会連合会	連合会長	平塚 吉五郎	
所沢市長生クラブ連合会	本部理事	山崎 文夫	
所沢食品衛生協会	副会長	山下 武夫	幹事/啓発
所沢市食生活改善推進員協議会	会長	杉田 不美子	
「連合埼玉」所沢地域協議会	議長	鹿野 義則	幹事
所沢地区労働組合協議会	議長	佐々木 征	幹事/検討委
所沢市環境推進員連絡協議会	会長	杉倉 昭文	幹事/検討委
所沢ライオンズクラブ	会長	岩崎 原久	
所沢武蔵ライオンズクラブ	会長	藤田 進一郎	
所沢ロータリークラブ	会長	新藤 武三	
新所沢ロータリークラブ	環境保全委員長		
所沢西ロータリークラブ	社会奉仕委員長	室伏 秀樹	
所沢東ロータリークラブ	会長	中村 三則	
所沢中央ロータリークラブ	会長		
所沢市連合婦人会	会計	村上いさ子	監査
所沢市PTA連合会	副会長	本橋 正巳	監査/啓発
所沢市消費者団体連絡会	幹事	松浦 アヤ子	幹事/啓発
所沢市子ども会育成会連絡協議会	会長	道又 正秀	
所沢、生命と緑を守る会	代表	城野 律子	啓発
新日本婦人の会所沢支部	事務局長	鈴木 純子	幹事/啓発
全日本年金者組合所沢支部	支部長	矢島 勇	
環境を守るエステシティ			
住民ネットワーク	事務局	山崎 慶太	
所沢グリーンクラブ	会長	石川 三八子	啓発
自治連合会	会長	町田 鶴彦	会長
所沢市議会	議長	島田 孝男	副会長
所沢市	市長	斎藤 博	副会長

出所：ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議『「ダイオキシン・ゼロ」のまちをめざして～市民会議3年間の足跡～』（ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議，2001年）36頁。

【表2】代表者会議一覧

	開催日時	主な議題	出席団体	出席率
第1回	H9・7・2	①ダイオキシン類に対する取り組みについて ②設立の趣旨説明について ③規約の承認について ④役員を選出について	50	100% (50/50)
第2回	H10・1・27	①9月市議会以降の市の対応、経過について ②市民会議の今後の活動について	35	68.6% (35/51)
第3回	H10・5・1	①9年度事業報告及び決算報告の審議及び承認 ②10年度事業計画及び予算案の審議及び承認	28	54.9% (28/51)
第4回	H11・5・31	①10年度事業計画及び予算案の審議及び承認 ②検討委員会の設置及び検討委員の選出に関する審議及び承認 ③11年度事業計画及び予算案の審議及び承認	24	63.2% (24/38)
第5回	H12・5・12	①11年度事業報告及び予算案の審議及び承認 ②役員の変更 ③12年度事業計画及び予算案の審議及び承認	24	63.2% (24/38)
第6回	H12・10・30	①「検討委員会による最終報告」の審議及び承認 ②記録誌「市民会議の足跡（仮称）」の審議及び承認	23	60.5% (23/38)

出所：ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議『「ダイオキシン・ゼロのまち」をめざして～市民会議3年間の足跡～』（ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議，2001年）8頁。

さらに、この「市民会議」設置の音頭をとってダイオキシン対策に乗り出した斎藤博所沢市長も、「市民会議」の副会長として設立趣旨を次のように述べている。

「近隣市町にまたがる三富地区の産業廃棄物の焼却炉周辺など市内の土壌からダイオキシン類が高濃度で検出されたことが報道されるや、ダイオキシン問題が一挙にエスカレートし、ダイオキシンに対する市民の関心が高まってきました。市としては、市民の健康を守る立場から、指導権限のある埼玉県西部環境管理事務所にその指導の徹底をお願いしてきました。また、ダイオキシン問題は大気汚染という性格から広域的問題として3市1町との連絡調整会議を設置し、苦情処理にあたるとともに、3市2町首長連名で国・県に対して排出基準等の法制化を要望してきたところであり、一方、ダイオキシン類による汚染が、連日、テレビ、新聞等で頻繁に取り上げられるなか、ダイオキシン類の性質として、人間の体内に蓄積しやすく発ガン性をもつ物質であることが認知され、市民の健康や生活環境を脅かす問題へ一段と深刻さを増すに至っています。また、この地で農業を

生活基盤に置く農業従事者にとって、生鮮野菜の安定供給に重大な問題であり、市民でもある消費者と市民である農家の不安解消に早急な対策が必要であります。こうしたことから、本年3月の定例市議会において、「ダイオキシンのみを少なくし所沢にきれいな空気を取りもどすための条例」が議決され、ダイオキシン類の削減に向けて取り組んでおりますが、適用範囲が所沢市に限られる市条例のみでは解決できないものがあると考えられます。この間、市と市民が一体となった運動の取り組みの要請、陳情が多く、団体から市へ寄せられております。したがって、全市民が行政枠を越えた「ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議」を設置し、ダイオキシン汚染に関する諸問題の解決に向け取り組んでまいります。」<sup>9)</sup>

かくして、ダイオキシン問題を巡る「市民会議」の設置を通じて、所沢市に本格的な「市民参加」が、審議会と並んで制度化されることになった。これらはまさに、所沢市ダイオキシン問題を巡って、まさに首長として瀕死の状態にあった斎藤博所沢市長の意欲的な取り組みのひとつの成果であった。

【表3】幹事会一覧

	開催日時	主な議題	出席団体	出席率
第1回	平成9年7月2日	①会長, 副会長, 監査の選出	20	100%(20/20)
第2回	平成9年7月9日	①市民大会について	20	100%(20/20)
第3回	平成9年8月12日	①市民大会の報告 ②国等への要望活動について	18	90%(18/20)
第4回	平成9年9月22日	① 西部清掃事業所のダイオキシン測定結果 についての報告 ②市民への説明会の開催について	18	90%(18/20)
第5回	平成10年3月27日	①1月27日開催の代表者会議における 提案事項のまとめ ②9年度事業報告案及び 決算報告案の審議及び承認 ③10年度に部会を設置する件について	18	90%(18/20)
第6回	平成10年4月9日	①要望・意識啓発について ②10年度事業計画案及び予算案の審議及び承認	19	95%(19/20)
第7回	平成10年5月20日	①埼玉県への要望について ②意識啓発について	18	90%(18/20)
第8回	平成10年7月27日	①国への要望について ②意識啓発について	20	100%(20/20)
第9回	平成10年10月2日	①意識啓発について ②講演会について	19	95%(19/20)
第10回	平成11年1月25日	①啓発用ポスターについて ②国への要望について ③啓発用ビデオについて ④講演会について	17	85%(17/20)
第11回	平成11年4月5日	①10年度事業報告案及び 決算報告案の審議及び承認 ②11年度事業計画案及び予算報告案の審議 ③検討委員会の設置について	14	87.5%(14/16)
第12回	平成11年5月11日	①検討委員会の検討結果について(部会の設置他) ②11年度事業計画案及び予算報告案の審議及び承認 ③検討委員会を引き続き設置することについて	14	87.5%(14/16)
第13回	平成11年10月5日	①要望活動実施計画案について ②啓発事業実施計画案について	14	87.5%(14/16)
第14回	平成12年4月11日	①検討委員会の検討結果(役員体制, 事業内容) に関する審議及び承認 ②11年度事業報告及び決算報告の審議及び承認 ③12年度事業計画及び予算案の審議及び承認	13	81.3%(13/16)
第15回	平成12年10月10日	①検討委員会の最終報告の審議及び承認 ②記録誌「市民会議の足跡(仮称)」の審議及び承認	12	70.6%(12/17)

出所：ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議『「ダイオキシン・ゼロのまち」をめざして～市民会議3年間の足跡～』（ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議，2001年）9-10頁。

【表4】部会一覧

開催年度	日時	主な議題
平成10年度	第1回 平成10年4月14日 第2回 平成10年8月6日 第3回 平成11年2月4日	平成10年度意識啓発事業の検討 学習会, 講演会, ビデオ・ポスターの 作製についての検討 講演会, 啓発ビデオについての検討
平成11年度	(要望部会)	
	第1回 平成11年6月10日 第2回 平成11年6月28日 第3回 平成11年7月22日 第4回 平成11年8月6日 第5回 平成11年9月6日 第6回 平成11年10月12日	部会の運営方針, スケジュールについて 要望内容に関する自由討議 要望先・要望内容の検討 内閣総理大臣, 埼玉県知事に対する要望内容の検討 国・県への要望書案の検討 国・県への要望内容追加, 要望活動への参加者の検討
	(啓発部会)	
	第1回 平成11年6月15日 第2回 平成11年6月28日 第3回 平成11年7月28日 第4回 平成11年8月25日 第5回 平成11年9月14日 第6回 平成11年10月19日 第7回 平成11年11月16日	部会の運営方針, スケジュールについて 構成団体のニーズ調査, 市民対象の啓発活動について 学習会の企画具体化, 公民館での啓発活動について 学習会の企画決定, 公民館まつりへの参加について 学習会「ドイツに学ぶ」, 公民館まつりでの 啓発活動の運営進行 公民館まつりでの啓発活動の最終確認 学習会「ドイツに学ぶ」の最終確認
平成12年度	(啓発部会)	
	第1回 平成12年6月9日 第2回 平成12年7月14日 第3回 平成12年8月8日 第4回 平成12年9月22日 第5回 平成12年11月20日 第6回 平成12年12月4日 第7回 平成13年1月15日 第8回 平成13年2月5日	事業計画立案に向けての自由討議, スケジュールの検討 12年度事業計画の立案について 12年度事業計画の周知方法について 講演会, 視察見学会の進行運営について 記録誌の作成について 記録誌の第1次案の検討, 作成スケジュールの確認 記録誌の内容, 印刷部数等の検討 記録誌の内容検討～決定

出所：ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議『「ダイオキシン・ゼロのまち」をめざして～市民会議3年間の足跡～』（ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議，2001年）11-12頁。

## (2) 「市民会議」の活動・1

「市民会議」の活動の柱となるものは、要望活動であった。「市民会議」は、1997年9月2日から2000年2月8日の間にかけて、国や県に対して5回にわたり要望活動を実施している。以下その詳細を紹介しよう<sup>10)</sup>。

### ① 第1回要望活動(1997年9月2日・対厚生省/環境庁)

厚生省には以下のことが要望された。

- 1 廃棄物の減量化を促進されたい。
- 2 既設焼却炉の見直しを促進されたい。
- 3 野焼きの罰則強化及び健康調査の実施を促進されたい。

また環境庁には以下の事柄が要望された。

- 1 ダイオキシン汚染防止についての法制化, 全国調査を強化されたい。



2 簡易測定方法の開発及び測定方法のマニュアル化等を早期に促進されたい。

② 第2回要望活動(1998年10月5日・埼玉県)

埼玉県に対しては、以下のことが要望された。

1 産業廃棄物の流入規制を早期に実施されたい。

2 県内のダイオキシン類総排出量の削減目標値を設定していただきたい。

3 産業廃棄物処理施設の所沢周辺における立地規制を厳しく実施していただきたい。

4 環境保全のために3市1町行政境周辺の雑木林を率先購入し、公有地化を図っていただきたい。

5 県と県警による監視体制を確立していただきたい。

6 関係政省令の前倒し適用や支援策を検討していただきたい。

7 平成9年度の所沢市の大気環境濃度の測定結果は、環境庁の示した大気環境指針値を超えている地点もあるため、早急に広域的な対策を講じていただきたい。

③ 第3回要望活動(1998年8月27日・対通産省・対農水省・対文部省・対大蔵省・対建設省)

通産省に対しては以下のような要望を行った。

1 塩ビ製品の製造規制を実施していただくとともに、代替品の開発について検討していただきたい。

2 製造責任による回収、リサイクル、処分を充実・推進していただきたい。

3 廃棄物処理を適正に行うために、製造段階での塩ビ、ポリプロピレン等の材質表示を義務づけるようにしていただきたい。

他方、農林水産省には次のような要望を行った。

1 全国規模で農産物・畜産物のダイオキシン類調査を実施していただきたい。

2 調査結果等を基に、適切な対策や指導等を行っていただきたい。

文部省には以下の要望を行った。

1 ダイオキシン類の削減を図るため、ごみ分別、リサイクル等、資源循環型社会の創造に向けた環境教育を推進していただきたい。

2 文房具等の学用品について塩ビ製品の代替品使用を促進していただきたい。

さらに、大蔵省には次の要望を行った。

1 緑地等を保全するため、相続税等の優遇

措置をご検討いただきたい。

2 雑木林、平地林等の買い上げを含めた環境保全のための財政措置をご検討いただきたい。

最後に建設省には以下の要望を行った。

1 建築物(家屋)の適正な解体方法(マニュアルの作成等)を確立し、徹底していただきたい。

2 建築資材・建築副産物の分別・リサイクルを推進するよう徹底していただきたい。

3 建材に塩ビや化学物質できる限り使用しない環境にやさしい住宅づくりを推進するよう徹底していただきたい。

4 建築廃材等の排出者責任を明確化するよう徹底していただきたい。

④ 第4回要望活動(2000年1月25日・対内閣総理大臣)

1 環境に与える付加を最小限に留めるよう十分に配慮した製品、及び当該製品の製造業者に対する税制上の優遇措置を講じていただきたい。

2 廃棄物の発生回避・抑制の観点から、耐久性が高く、リサイクルが容易な製品の開発を促進していただきたい。

3 幼年期から、環境教育における廃棄物の減量・分別排出・リサイクルの教育を体系的に位置づけ、推進していただきたい。

4 市街地周辺の緑地の保全、及び廃棄物焼却施設の集中立地の未然防止の観点から、山林等の相続税の優遇措置を講じていただきたい。

5 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に定められている「廃棄物の範囲」、「排出原因者責任」を早期に見直していただきたい。

6 塩ビ製品の製造規制を実施していただくとともに、プラスチック製品の製造段階での材質表示を義務づけるようにしていただきたい。

⑤ 第5回要望活動(2000年2月8日・対埼玉県)  
「市民会議」としての活動としては最後となった第5回目の要望活動は、埼玉県に対して為された。

1 ダイオキシン類対策特別措置法をはじめとする関係法令に基づく排出抑制対策を引き続き推進していただきたい。

2 埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱に基づき、産業廃棄物の発生抑制・分別排出・再資源化を促進していただくとともに、併せて産業廃棄物の県内への流入を強力に抑制していただきたい。

3 廃棄物収集運搬業者・処分業者に対する監視・指導を引き続き実施していただきたい。

このように、内閣総理大臣・各省庁・埼玉県を相手に様々な要望活動を行う「市民会議」であった。

#### (2)「市民会議」の活動・2

「市民会議」は要望活動のほかに活発な啓発事業も展開していた。すなわち、ダイオキシン汚染及び発生源である廃棄物（一般廃棄物と産業廃棄物）問題に関する市民意識の啓発を図るため、学習会をはじめ毎年度さまざまな啓発事業を「市民会議」は実施してきたのである。その内容についても以下に掲げることにして<sup>11)</sup>。

- ① ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民大会（1997年7月27日）。設立趣旨、大会宣言、講演（「ダイオキシン問題を考える」坂本和彦埼玉大学大学院理工学研究科教授）。参加者約1100名。
- ② 所沢市北部の行政境周辺地域の視察（1998年5月1日）。所沢市・川越市・狭山市・三芳町が隣接する3市1町行政境（通称「くぬぎ山」）における産業廃棄物処理の現状を把握するため、各構成団体の代表者28名による視察を実施。
- ③ 地区公民館での講演会の開催。市民への啓発事業の柱として、地区公民館を会場とした学習会を実施（1997年10月～1998年10月）。テーマは「所沢市におけるダイオキシンの現状と今後の対策について（ごみの6分別を中心に）」、「暮らしとプラスチック」。前者講師に市民会議幹事会メンバー（「中新井の環境を考える会」、「きれいな空気をとれどす会」）。
- ④ 啓発ビデオの作製（1998年）。「ダイオキシン類削減に向けて」（時間：約20分）の啓発ビデオの作製。地区公民館、視聴覚センター、図書館及び事務局に配置、市民に貸出。
- ⑤ 啓発ポスターの作製（1998年）。市民の応募作品からポスターを作製。市内公共施設をはじめ、商工会議所や商店街連合会に事業者への配布を依頼。
- ⑥ 学習会「環境先進国ドイツに学ぶ」の実（1999年11月27日）。ビデオ視聴と講話。講師：渡辺千秋（レポーター）。参加者193名。公民館文化祭での啓発活動（1999年11月）。地区公民館の文化祭会場において、来場者を対象に、ダイオキシン問題の根本的な解決に向けて、ごみの減量・リサイクルの推進をPR。

⑦ 視察事業（2000年2月17日）。上尾市西貝塚環境センターの視察。

⑧ 暮らしの中から「ごみ問題」を考える講演会（2000年9月29日）。日常の中から「ごみゼロ」をめざした生活スタイルを実践するための講演会。第1部「ごみゼロ生活のすすめ」（早野久子埼玉県環境アドバイザー）、第2部「ごみ分別早わかり」（東信成所沢市東部清掃事業所長）

⑨ 視察見学会（2000年11月7日）。2000年4月にオープンした「埼玉県環境科学国際センター」を視察。参加者：43名。

このように「市民会議」は、活発な要望活動とともに、多彩な啓発事業をも展開した。しかし、こうした「市民会議」の順調な活動は長続きはせず、やがて「市民会議」のあり方に対して不満をもつ構成メンバーも出てくることになった。そしてその不満は、その後、新しい「ダイオキシン条例」の制定を契機とした「市民会議」からの市民団体の大量脱会という事態を招くことになった。（未完）

#### 註

- 1) 『平成10年第3回定例会埼玉県所沢市議会会議録7号』479頁。
- 2) 『平成10年第3回定例会埼玉県所沢市議会会議録7号』484頁。
- 3) 『平成11年第1回定例会埼玉県所沢市議会会議録10号』784-798頁。
- 4) 『平成11年第1回定例会埼玉県所沢市議会会議録11号』811頁。
- 5) 同上，849頁。
- 6) 同上，818頁。
- 7) 『平成9年第3回定例会埼玉県所沢市議会会議録4号』195頁。
- 8) ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議『「ダイオキシン・ゼロ」のまちをめざして～市民会議3年間の足跡～』（ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議，2001年）6頁。
- 9) 所沢市「ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民大会」パンフレット，1997年7月。
- 10) ダイオキシン汚染から環境と健康を守る所沢市民会議，前掲書，2001年，13-20頁。
- 11) 同上，21-25頁。